

## 寄附金に関する税制上の優遇について

当財団への寄附金は、特定公益増進法人へのご寄附として、当財団が発行した「寄附金受領証明書」を添えて所定の手続きを行うことで、以下のとおり税制上の優遇措置を受けることができます。

### (1) 所得税

#### ①法人の場合

法人税の申告において、通常の一般寄附金とは別枠で損金算入することができます。

#### ②個人の場合

居住地を管轄する税務署で確定申告を行うことにより、寄附金控除（所得控除）を受けることができます。

### (2) 個人住民税

当財団への寄附金は、横浜市及び神奈川県より、寄附金税額控除の対象として指定されています。以下のいずれかの手続を行うことにより、個人住民税（神奈川県民税及び横浜市民税）の寄附金税額控除を受けることができます。

①所得税の確定申告の際に併せて個人住民税についても申告を行う

②住所地の市町村の税務主管課で個人住民税の申告を行う

### 《法人からのご寄附》

一般の寄附金とは別に、次のとおりの額を限度に損金算入することができます。

[資本金等の額×0.375%+所得金額×6.25%]

### 《個人の方からのご寄附》

**所得税** (注) 税額控除の適用はありません。

[所得控除額 = 寄附金額 - 2,000円] ※寄付金額は総所得額の40%相当が限度額

例：年間の総所得金額400万円で、1万円寄附した場合

1万円-2,000円=8,000円(所得控除額)

※400万円の40%である160万円までが控除限度額

所得控除額を総所得額から控除して所得税が計算されるため、所得税納付額が少なくなります。

### **個人住民税**

神奈川県及び横浜市にお住まいの方について、以下のとおりの額が控除されます。

[税額控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × (控除される率)]

※寄附金額(対象となる寄附金を合算)は総所得金額等の30%が限度額

※(控除される率)は以下のとおりです。

1 横浜市にお住まいの方 10% (横浜市民税8%、神奈川県民税2%)

2 川崎市・相模原市(政令市)にお住まいの方 2% (神奈川県民税)

3 神奈川県の1・2以外にお住まいの方 4% (神奈川県民税)